都市計画税の使いみちについて

都市計画税は、街路事業や下水道事業などの都市計画事業に要する費用に充てるための目的税です。
下の表のように、街路事業や下水道事業などのほか、これらを実施するために借り入れた地方債（市の借入金）の償還（返済）にも使われています。
なお、都市計画事業の財源には、国・県支出金や地方債のほか、都市計画税以外の市税などの一般財源も使われています。

都市計画税の使途の状況（平成２４年度決算）

区　　分		決　算　額(千円)	構成比(%)
事業費等内訳	街路事業	１，５９９，２９３	２０．４
	公園事業	４５，０３８	０．６
	下水道事業	６３８，３３１	８．２
	市街地開発事業	７８６，５３６	１０．０
	地方債償還額	４，７６７，５５４	６０．８
事　業　費　合　計		７，８３６，７５２	１００．０
財源内訳	地方債	１，３２１，３００	１６．９
	国・県支出金	６３０，３９７	８．０
	負担金その他	５，０００	０．１
	都市計画税	３，２０１，７４５	４０．８
	市税など一般財源	２，６７８，３１０	３４．２
財　源　合　計		７，８３６，７５２	１００．０